

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例及び同条例施行規則素案

条例	規則素案
<p>千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、再生土の埋立て等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例において「再生土の埋立て等」とは、再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。））その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への再生土の堆積を行う行為（同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）をいう。</p>	<p>千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則素案</p> <p>(趣旨) 第一条 この規則は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物) 第二条 条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>一 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 二 鋳さい 三 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 四 ばいじん 五 その他知事が定める産業廃棄物</p> <p>(条例第二条第一項の規則で定める処理) 第三条 条例第二条第一項の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他知事が定める処理とする。</p> <p>(条例第二条第一項の規則で定める行為) 第四条 条例第二条第一項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の適用を受ける行為のうち規則で</p>

2 この条例において「特定埋立て等」とは、再生土の埋立て等に供する区域の面積が五百平方メートル以上である再生土の埋立て等をいう。

(再生土の崩落等の防止措置)

第三条 再生土の埋立て等(特定埋立て等を除く。)を行う者は、当該再生土の埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 特定埋立て等を行う者は、当該特定埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように当該特定埋立て等に係る施工の方法等に関し規則で定める措置を講じなければならない。

3 特定埋立て等について、他の法令又は条例に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。)であって、当該法令又は条例の規定により再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発

めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 法第十二条第一項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又は同項の規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積

二 法第十三条第一項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又は同項の規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積

三 法第十三条の十四第一項の規定による撤去等に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

四 法第十四条第十二項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又は同項の規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積

五 法第十四条第十五項の規定により受託した者が運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

2 条例第二条第一項の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 条例第二条第一項に規定する産業廃棄物の同項に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積

二 舗装工事として行う再生土の堆積

三 その他知事が定める再生土の堆積

(条例第三条第二項の規則で定める措置)

第五条 条例第三条第二項の規則で定める措置は、別表第一に定めるとおりとする。

(条例第三条第三項の規則で定める許認可等)

第六条 条例第三条第三項の規則で定める許認可等は、別表第二に掲げる許認可等とする。

生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものを受けている場合にあっては、前項の規定は、適用しない。

(環境影響の防止措置)

第四条 再生土の埋立て等を行う者は、当該再生土の埋立て等により地域の生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

- 一 再生土の埋立て等について、規則で定める方法により測定される水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合する再生土を使用すること。
- 二 再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合するようにするために規則で定める措置を講ずること。

(特定埋立て等の実施の届出等)

第五条 特定埋立て等(国又は地方公共団体が発注する工事に係る特定埋立て等その他規則で定める特定埋立て等を除く。)を行おうとする者は、あらかじめ、特定埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して、氏名又は名称及び住所その他規則で定

(環境影響の防止措置等)

第七条 条例第四条第一号の規則で定める方法は、知事が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては日本工業規格K〇一〇二(以下この項において「規格」という。)十二・一に定める方法により、塩化物イオン濃度にあつては規格三十五に定める方法により測定する方法とする。

2 条例第四条第一号及び第二号の規則で定める基準は、水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数が八・五以下であることとし、塩化物イオン濃度にあつては検液一リットルにつき五百ミリグラム以下であることとする。

3 条例第四条第二号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 水素イオン濃度 次のいずれかの措置

- イ 再生土の埋立て等に使用された再生土の表面を舗装その他の方法により容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと。
- ロ 再生土の埋立て等に使用された再生土の表面を当該再生土の埋立て等に供する区域の地盤を掘削した土砂で三十センチメートル以上覆うこと。
- ハ 知事が別に定めるところにより、再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水(次号において「流出水」という。)の水素イオン濃度指数を減少させるための設備を設けること。

ニ その他知事が定める措置

二 塩化物イオン濃度 次のいずれかの措置

イ 前号イに掲げる措置

- ロ 知事が別に定めるところにより、流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備を設けること。
- ハ その他知事が定める措置

(条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等)

第八条 条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等は、次の各号に掲げる者が発注する工事に係る特定埋立て等とする。

める事項を知事に届け出なければならない。

- 一 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、~~その他これらに類する法人~~で知事が定めるもの
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区
- 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合
- 四 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
- 五 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社
- 七 その他知事が定める法人

（特定埋立て等の実施の届出）

第九条 条例第五条第一項の規定による届出は、再生土の埋立て等届出書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第五条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。

- 一 条例第五条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が個人である場合においては、住民票の写し
- 二 届出提出者が法人である場合においては、登記事項証明書
- 三 特定埋立て等に供する区域の位置図
- 四 特定埋立て等に供する区域の平面図及び断面図
- 五 特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 六 特定埋立て等に使用される再生土を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面
- 七 特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面
- 八 特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面
- 九 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じる措置の内容を記載した書面
- 十 土質試験その他の調査又は試験に基づき特定埋立て等の構造の安定計算

2 前項の規定による届出をした者は、次項に規定する場合を除き、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(以下「安定計算」という。)を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面

十一 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書

十二 特定埋立て等の施工の方法及び工程その他知事が定める事項を記載した特定埋立て等施工計画書

十三 特定埋立て等が別表第二に掲げる許認可等に該当する場合にあつては、当該許認可等に該当することを証する書面

十四 特定埋立て等に供する区域の利用に関する計画を記載した書面

十五 その他知事が必要と認める書類及び図面

3 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出提出者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積

三 特定埋立て等の期間

四 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的

五 現場責任者の氏名及び職名

六 その他知事が定める事項

(特定埋立て等の変更の届出)

第十条 条例第五条第二項の規定による届出は、再生土の埋立て等変更届出書(別記第二号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、前条第二項各号に規定する書類及び図面のうち変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第十一条 条例第五条第三項の規定による届出は、氏名等変更届出書(別記第三号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第九条第二項第一号又は第二号に規定する書類のうち変更の内容に係る書類を添付するものとする。

3 条例第五条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法人の代表者の氏名

二 その他知事が定める事項

(台帳の作成)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等に使用された再生土について、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に供する区域に搬入された再生土の一日当たりの量その他規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

(定期報告)

第七条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の台帳の写しを添付して当該届出に係る特定埋立て等に使用された再生土の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水について規則で定める方法による水質検査を行い、その結果を知事に報告

(再生土管理台帳)

第十二条 条例第六条に規定する台帳は、再生土管理台帳（別記第四号様式）によるものとする。

- 2 条例第六条の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。
 - 一 条例第五条第一項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）の氏名又は名称
 - 二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積
 - 三 特定埋立て等の期間
 - 四 特定埋立て等に使用される再生土の量
 - 五 現場責任者の氏名及び職名
 - 六 特定埋立て等に使用される再生土の販売事業者の氏名又は名称及び住所
 - 七 特定埋立て等に使用される再生土を製造した事業者（以下「製造事業者」という。）の氏名又は名称及び住所
 - 八 販売事業者ごとの再生土の搬入量及び搬入期間
 - 九 一時堆積の場合にあっては、特定埋立て等に供する区域から搬出された再生土の一日当たりの量
 - 十 その他知事が定める事項

(特定埋立て等の施工状況の報告)

第十三条 条例第七条第一項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から十日以内（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで）に、特定埋立て等施工状況報告書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。
 - 一 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じた措置の内容
 - 二 その他知事が定める事項

(水質の検査結果の報告)

第十四条 条例第七条第二項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一月以内（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあっては、知事が指定する日まで）に、水質検査結果

しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第八条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第六条に規定する台帳（以下「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する区域内又はその付近において、近隣の住民その他当該特定埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示)

第九条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に供する区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、当該特定埋立て等の期間、面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

報告書（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 条例第七条第二項の規定による水質検査（以下「水質検査」という。）に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
 - 二 次条第二項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第七号様式）及び水質検査結果証明書（別記第八号様式）

（条例第七条第二項の規則で定める方法）

第十五条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、第七条第一項に定める方法とする。

- 2 水質検査は、特定埋立て等を開始した日から三月ごと（条例第十条の規定による終了の届出を行った場合にあっては知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会の上、試料を採取し、行わなければならない。

(標識の様式等)

第十六条 条例第九条に規定する標識の様式は、再生土の埋立て等に関する標識（別記第九号様式）とする。

- 2 条例第九条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 条例第五条第一項の規定による届出をした日
 - 二 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的
 - 三 特定埋立て等に供する区域の位置
 - 四 届出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号
 - 五 販売事業者の氏名又は名称
 - 六 製造事業者の氏名又は名称
 - 七 特定埋立て等に使用される再生土の搬入量（一時堆積の場合にあっては、

(終了の届出)

第十条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等を終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(関係書類等の保存)

第十一条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定埋立て等について前条の規定による届出をした日から三年間、関係書類等を保存しなければならない。

(措置命令等)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、当該特定埋立て等を停止し、当該特定埋立て等に使用された再生土の全部若しくは一部を撤去し、又は再生土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第二項に違反して特定埋立て等が行われた場合
- 二 特定埋立て等に使用された再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合

2 知事は、再生土の埋立て等を行う者が第四条の規定に違反したと認める場合において、当該再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水により生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該再生土の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生土の埋立て等

再生土の年間の搬入及び搬出の量)

八 現場責任者の氏名及び職名

九 特定埋立て等に供する区域の位置図

(終了の届出)

第十七条 条例第十条の規定による届出は、再生土の埋立て等終了届（別記第十号様式）を知事に提出して行うものとする。

(関係書類等の保存の方法)

第十八条 条例第十一条の規定による関係書類等の保存は、当該関係書類等を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成された当該関係書類等に係る記録を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を書面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

(再生土であることの疑いのある物を使用している場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行っており、又は行ったと認められる者に対し、再生土の埋立て等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村との関係)

第十五条 市町村がその地域の実情に応じて独自に再生土の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項の申出があったときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。
- 3 前項の規定による告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、その日の前日においてこの条例の規定の適用を受けていた再生土の埋立て等を除き、適用しない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(身分を示す証明書)

第十九条 条例第十四条第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記第十一号様式)とする。

(条例の規定の適用除外の申出)

第二十条 条例第十五条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書(別記第十二号様式)を知事に提出して行わなければならない。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六条の規定に違反して、台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第七条又は第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十一条の規定に違反して、関係書類等を保存しなかった者
- 五 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第二十条 第九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十五条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積（再生土の堆積のうち、再生土の埋立て等に供する区域以外の地域における再生土の埋立て等に使用されるための再生土の一時的な堆積であって、当該堆積のための再生土の搬入が反復して行われるものをいう。以下同じ。）を除く。）を行って

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二十条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

る者に係る当該再生土の埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積に限る。）を行っている者に係る当該再生土の埋立て等については、第三条及び第四条の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に特定埋立て等（一時堆積に限る。）を行っている者に係る当該特定埋立て等については、その者を第五条第一項に規定する特定埋立て等を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十二年三月三十一日までに」とする。

別表第一（第五条）

一 一時堆積以外の特定埋立て等の場合の措置

イ 特定埋立て等に供する区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。

ロ 著しく傾斜している土地において特定埋立て等を行う場合にあっては、特定埋立て等を行う前の地盤と特定埋立て等に使用された再生土とが接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。

ハ 埋立て等の高さ（特定埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部との高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものとする。

埋立て等の高さ	のり面の勾配
五メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
五メートルを超え、十メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
十メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

ニ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合させること。

ホ 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設置すること。

ヘ 特定埋立て等の終了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じること。

ト のり面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。

チ 特定埋立て等に供する区域（のり面を除く。）について、芝張りその他の再生土の飛散を防止するための措置を講じること。

二 一時堆積の場合の措置 埋立て等の高さは五メートル以下とし、のり面の勾配は垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配とすること。

別表第二（第六条）

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定による制限に係る許可
- 二 公有水面埋立法（大正十年四月九日法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許
- 三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による許可
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十二条第一項の規定による許可
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による許可
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項、第三十四条第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可並びに同法第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六の二第一項及び第二項の規定による保安林の指定の解除（保安林を森林以外の用途に供する場合に限る。）
- 七 土地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可
- 八 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可
- 九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可
- 十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定による許可
- 十一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による許可
- 十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可
- 十三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の規定による許可
- 十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可
- 十五 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可
- 十六 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による許可
- 十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可
- 十八 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による確認
- 十九 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可